

令和 8 年度
「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」
整備活用計画策定支援業務

仕 様 書

令和 8 年 7 月
波佐見町 教育委員会

「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」整備活用計画策定支援業務（以下「本業務」とする）

2. 業務目的

本業務は、重要文化的景観である「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」において、文化的景観の価値を将来に伝え、中尾皿山と鬼木棚田における景観保存と活用を図るため、令和7年策定の「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画」の内容を踏襲し、具体的な整備及び活用計画を策定することを目的とする。なお、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）までとする。

4. 業務対象区域

本業務の調査対象区域は、別紙のとおりとする。

5. 業務の概要

（1）計画準備

業務の目的、業務内容、履行期間を踏まえ、業務の全体方針、手法及び工程等の検討を行い、策定方針を立案し、業務実施計画書を作成する。

また、計画策定に必要な法制度、諸計画、情報について収集・整理を行う。

（2）整備・活用に向けた課題の整理

令和7年策定の「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画」を踏襲し、整備・活用に向けた課題を整理する。

（3）整備・活用方針の検討

既定計画、ならびに委員会及び住民等の意見を踏まえ、整備・活用計画の基本的な考え方について、整備・活用方針として検討する。

（4）整備・活用事業計画の検討

整備・活用計画に関する事業等の施策について、ハード及びソフト施策に関わる項目と内容について、以下の項目等についてそれぞれ施策と実現のための方策を検討する。

- ・観光関連施設配置計画（インフォメーション、展望所、駐車場、観光ルート等）
- ・サイン計画
- ・防災計画

- ・景観誘導計画
- ・情報発信（イベント等）
- ・その他

また、検討された計画案に基づく空間イメージを判り易く表現するため、イメージ図を3点作成する。

（５）推進体制の検討

整備・活用計画を推進するため、住民、事業者、行政、その他の役割分担や体制、PR及び啓発活動の進め方について検討する。

（６）事業計画の検討

事業化に向けて解決すべき課題等、計画策定後の必要調整事項を整理するとともに、概略事業実施スケジュールに関し、ハード整備、ソフト手法導入それぞれについて検討する。

（７）審議会等の運営支援

計画策定にあたって組織される外部の有識者、町民、関係団体及び波佐見町関係課による審議会（４回程度）を開催する予定であり、その運営を支援する。支援内容については、資料作成・説明、質疑対応、議事録の作成とする。

（８）住民意見交換会の運営支援

計画策定にあたって、今後の取り組み内容や進め方について地元住民の意向を把握し、計画内容の調整を図るため、意見交換会（２回程度）の運営支援を行う。支援内容については、資料・資料説明、質疑対応、議事録の作成とする。

（９）計画書の作成

上記検討内容を整理し、整備活用計画書の作成を行う。

（１０）報告書の作成

業務内容及び策定経緯について、とりまとめた報告書の作成を行う。

（１１）打合せ協議

業務の進捗に応じて必要な時期に打合せ協議（４回程度）を実施する。

また、受注者は本業務の進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得た上で提出するものとする。

6. 成果品

本業務の成果品は、下記に示すとおりとし、一括して納品するものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| （１）計画書（A4 判） | 2 部 |
| （２）報告書（A4 判） | 2 部 |
| （３）イメージスケッチ（A4 判） | 3 点 |
| （４）上記電子データ（CD-R） | 2 枚 |

7. 留意事項

(1) 技術者等の選任

本業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者は、同種業務（文化的景観保存活用計画の策定に係る業務）及びこれに類似する関連事業の実績を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 秘密の保持及び保護

受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

(3) 資料の貸与及び返還

発注者は、本業務実施に必要な図面、関係資料等を乙に貸与するものとする。また、受注者は、発注者から貸与された図面、関係資料等について、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行い、本業務完了後、速やかに返還するものとする。

(4) 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。

但し、発注者または、受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、対象から除くものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項又は、業務内容の変更等、業務の実施にあたり疑義が生じた場合については、速やかに発注者と協議を行い、決定するものとする。

別紙

